

【事例1】スマホで商品注文した。入金したのに商品が届かず、督促しても何も応答がない。

【事例2】新聞広告でマスクを申込んだ。申込時キャンセルは出来ないと言われたが、中国製と分かったのでキャンセルすると伝えたら出来ないと言われた。

【事例3】第5希望日まで入力できる観劇チケットの申込をした。1日分の申込だったのに4日分の予約が成立し、取消できないと言われた。

【事例4】テレビショッピングで惣菜セットの広告を見た。画面の文字はよく読めなかったが1カ月5,000円と電話番号は読めたので注文した。しかし、よく確認すると1年間の契約になっていた。

【事例5】スマホで見ていた動画の広告にサプリー500円とあった。試してみようと注文したが、少なくとも5回まで



通信通販はしっかり規約を確認する！

続けて購入しなければいけないことが分かった。解約したい。【解説】新型コロナの流行でステイホーム期間が長かったため通信販売を利用される人が増えました。それに伴ってトラブルも増えていきます。通信販売の場合、業者が設けている規約が取引のルールになります。いろいろ表示されている商品を見比べて確認し、自分で判断して注文するので、訪問販売や電話勧誘販売のようなクーリング・オフ制度はありません。規約に返品返金は出来ないと言われていれば返品、返金は出来ません。通信販売では特定商取引法で広告に表記しなければならぬ項目が定められています。主だった項目は、販売価格、支払時期・方法、商品の引渡時期、申込の撤回・解除に関する事項、事業者の氏名(名称)、住所、電話番号、2回以上継続して契約する必要がある時はその旨・金額・販売条件などの表記をしなければならぬとされています。

ちよつと不自然な日本語の表現があったり、特定商取引法で定められた表記がきちつとされていないところではトラブルが起る可能性が高いと思われる。申込前には必ず内容を再確認し、規約、特定商取引法の表記も確認してください。

困った時は、消費生活センターにご相談ください。

アチョリ族の祭礼

問合せ先 自治振興課

アチョリの祭りは年に一度、ウガンダのアチョリ族と、幸福を願う様々な職種の人が一堂に会して行われます。テーマは毎年違いますが、主な目的はアチョリの文化を保存し広めることです。アチョリの祭りには多くのウガンダ政府高官、その他文化施設からの参加があります。

アチョリの王ルウオト・デイヴィッド・オネン・アチャナ二世(ラウイ ルウオディ)とその他土族の王(ルウオディ)が臨席の上、執り行われます。

昨年12月の祭りはウガンダ北部キットガムのアチョリ集落で「私の遺産、私の力」というテーマで行われました。祭りの期間はアチョリの歴史、文化、生活様式、家族構成などについて知識人が人々に伝えます。違う文化を持つ集団もまた伝統の陶芸、レガリア(王の象徴)、舞踊、民族、衣装、歌、民家、貯蔵施設などの展示を行います。一言でいえばこの時期はアチョリの精神を讃えて陽気に祝う時期なのです。

以上、お読みいただきありがとうございました。



【ララカラカダンス】

若者によって行われるアチョリの伝統的な求愛ダンスで、パートナーを求める若者がカラバッシュ(果実の殻)を楽器として使用する。



◀国際交流員の
エマニニユエル・オチョラ



◀アチョリ王族の王



◀伝統的なアチョリの穀倉



◀アチョリの伝統舞踊



◀貯蔵用のバスケット

今月のアチョリ語
Myel (ミイエル) : ダンス
Awal (アウル) : カラバッシュ
Wer (ウェー) : 音楽、歌、歌うこと